

## 議案第13号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2 杉並区営上井草二丁目アパートの項及び杉並区営下井草二丁目アパートの項中「18,000円」を「16,000円」に改め、同表杉並区営松ノ木二丁目第二アパートの項中「18,000円」を「15,000円」に改め、同表杉並区営成田東二丁目第二アパートの項中「19,000円」を「18,000円」に改め、同表杉並区営宮前四丁目アパートの項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表杉並区営松ノ木二丁目第三アパートの項中「18,000円」を「16,000円」に改め、同表杉並区営阿佐谷北三丁目第二アパートの項中「22,000円」を「20,000円」に改め、同表杉並区営浜田山二丁目アパートの項中「20,000円」を「23,000円」に改め、同表杉並区営富士見丘アパートの項中「16,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区営住宅条例の規定は、平成29年4月以後の月分の駐車場の使用料について適用し、同年3月以前の月分の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

区営住宅9箇所駐車場の使用料を改定する必要がある。